

# 令和6年度 森林資源利用促進事業 募集要領

香川県森林資源利用促進協議会

## 1 募集する事業の概要

### (1) 事業の目的

香川県土の約半分を占める森林は、山地災害防止や水源涵養機能等の公益的な機能を有するとともに、二酸化炭素を吸収し、炭素として固定する役割も果たしています。

森林から生産される木材を建築物等に利用することで、長期間にわたり炭素を貯蔵することができます。また、木材等の森林資源は、エネルギー源として使用しても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」な特性を有しています。

脱炭素社会の実現に向けて、県内の森林の適正な整備と、森林資源の循環利用の促進を図るため、その取組みに要する経費に対して補助を行います。

### (2) 事業の内容

香川県の森林資源を有効活用する次の取組みを行う者に、予算の範囲内で実施に要する経費を補助します。

#### ①カーボンニュートラル促進事業

森林資源の利用促進に必要な施設や設備、資機材の購入設置等に係る経費の外、県産木材の製品開発に係る経費を補助します。

(補助対象者) 市町、森林組合、建築・建設関係団体、木材産業関係団体、林業普及協会、NPO 法人、ボランティア団体等

(補助金の額) 事業に要する経費の 10/10 以内  
ただし、1 件当たり上限 200 万円とします。

(事業の例) 公共施設等への薪ストーブの設置、薪保管施設の整備、薪製造機械の購入、県産木材の新製品開発（試作、制作用資機材購入、デザイン委託）など

#### ②ウッドチェンジ啓発事業

木材利用拡大を図る普及啓発活動に必要な経費を補助します。

(補助対象者) 市町、森林組合、建築・建設関係団体、木材産業関係団体、林業普及協会、NPO 法人、ボランティア団体等

(補助金の額) 事業に要する経費の 10/10 以内  
ただし、1 件当たり上限 100 万円とします。

(事業の例) 県産木材ベンチ・遊具等の制作・設置、森林資源利用促進イベントの開催、パンフレット・チラシの制作、森林林業教室、森林資源利用促進研修会等の開催など

### ③公共施設等県産木材利用補助事業

県産木材を使用して公共施設等の木造化、木質化を行う場合において、その県産木材購入に係る経費を補助します。

(補助対象者) 県、市町、公共的な施設を整備する事業者

(補助金の額) 事業に要する経費の10/10以内

ただし、1施設当たり上限200万円とします。

### (3) 補助対象経費

費目名	内容	各事業の対象費目		
		①	②	③
賃金	アルバイト及び技能者等の賃金	○	○	
謝金	専門的知識の提供等に協力を得た指導者等の謝金	○	○	
旅費	アルバイト、技能者及び指導者等の旅費	○	○	
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料費、資料購入費、修繕費等	○	○	
役務費	通信運搬費、保管料、広告料、手数料、保険料等に要する経費		○	
施設整備費	製品の保管、展示等に係る施工費用、部材・部品費用、その他運搬等に要する経費	○		
委託料	資料作成、広告出稿料、コンサルタント等の委託料	○	○	
使用料・賃借料	会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料	○	○	
備品・資機材購入費	事業の実施のために直接必要な備品・資機材購入費	○	○	
原材料費	公共施設等の木造化、木質化に係る県産木材の購入経費			○

※ ①：カーボンニュートラル促進事業

②：ウッドチェンジ啓発事業

③：公共施設等県産木材利用補助事業

## 2 応募の手続き

### (1) 募集期間

令和6年4月1日（月）から令和6年5月17日（金）まで

### (2) 提出書類

事業実施を希望される場合は、香川県森林資源利用促進協議会（事務局：香川県森林組合連合会）へ別添 様式1の「応募申請書」に別添 様式2の「事業計画書」、その他関係書類を添付して提出してください。

#### 【応募書類の提出先・問合せ先】

香川県森林資源利用促進協議会事務局（香川県森林組合連合会内）担当：大西・山田  
住 所 〒760-0008 香川県高松市中野町 23-2  
電話番号 087-861-4352  
メールアドレス shinrin.shigen@ka-moriren.or.jp  
受付時間 9:00～17:00（土曜日・日曜日・祝日を除く）

## 3 応募内容の審査

### (1) 審査手順

募集期間内に提出のあった事業計画書等の内容について、次の審査基準に基づき厳正な審査を行い、その結果を受けて、予算の範囲内で補助対象事業の採択及び交付額を決定し、申請者にお知らせします。

### (2) 審査基準

項 目	観 点
事業計画	(目 的) 森林資源の利用促進を目的としたものであるか。
	(内 容) 事業内容に無理がなく、年度内に実施可能なものであるか。
	(経 費) 事業に要する経費の積算が妥当であるか。
事業効果	(公益性) 事業内容が公益性の高いものであるか。
	(実効性) 事業内容が実効性の高いものであるか。
	(波及性) 森林資源の利用促進に寄与する程度が十分であるか。

※ 審査項目の各観点について、3段階の評価（A：優れている、B：普通、C：劣っている）を行います。

## 4 その他

### (1) 留意事項

- ・森林資源利用促進事業は、この要領によるほか、「森林資源利用促進補助金交付要綱」に基づき実施していただきます。
- ・要望が多数の場合は、事業の採択ができない場合があります。
- ・事業は、香川県森林資源利用促進協議会から補助金交付決定の通知を受けてからの着手となります。また、令和7年2月末までに事業の完了検査を受ける必要があります。（公共施設等県産木材利用補助事業は、補助金交付決定の通知を受けてから県産木材を購入し、令和7年2月末までに施工・設置の完了検査を受ける必要があります。）
- ・採択後、応募書類に虚偽の記載等があった場合は、採択を取り消すことがあります。
- ・事業終了後、実施内容（個人情報等を除く）をホームページで公表させていただきます。

### (2) 採択後の手続きの流れ

 : 応募者が行う手続き

